

若者を狙うもうけ話にご注意



Q

大学のサークルの先輩から喫茶店に呼び出され、簡単にもうかるという投資用教材の説明を聞き、先輩に指示されるままに、消費者金融でお金を借りて教材代を払いました。しかし、まったくもうかりません。

大学生になると、行動範囲が広がる一方で、言葉巧みに勧誘されて契約トラブルに巻き込まれやすくなります。

事例のように、身近な友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人から勧誘されると、断りにくいこともあります。必要がない場合には、きっぱりと断る勇気を持ちましょう。

簡単にもうかるということはありません。うまい話には飛びつかないようにしましょう。また、借金をしてまで契約するのはやめましょう。

困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください。



A

3月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	3/ 5(火)、19(火)	22-1151
関ヶ原町	3/12(火)、26(火)	43-0070
養老町	3/ 4(月)、18(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	3/11(月)、25(月)	27-3111
輪之内町	3/ 7(木)、22(金)	68-0185
安八町	3/14(木)、28(木)	64-3111